

2011年度ジェトロ実施事業に関する意見書

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの実施状況について、以下の意見を提出し、今後の適切な対応を求めます。

I. 貿易投資促進事業について

本事業に対する環境社会配慮は、現在のところ、ガイドラインに記載されている項目で基本的に対応できているものと考えられるが、以下の留意点が必要である。

途上国に進出する際、現地の作業員の健康管理には十分注意する必要がある。一例を挙げれば、液晶に用いるインジウム化合物の電極の製造・組み立ての際に、インジウム粉末の吸引が悪質な肺炎につながるということが知られている。

II. 案件形成事業について

1. 全体

1) 対象事業について

前年度同様、既に何らかの環境社会調査が実施され、案件発掘段階とは言にくい事業が少なくない。そのことが、JICA との役割分担の不明確につながっているのではないかと指摘もある。また、JICA 調査との連携においても効率的な実施に向け工夫が求められる。この点についてはジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定作業の中で十分議論をし、場合によっては経済産業省にも理解を求めた上で、より実効性のあるガイドラインとしていく必要がある。具体的には以下のようなコメントがなされた。

- ① すでに JICA が融資審査に入っていた事業が含まれており、案件形成段階とは言えないものがあつた。更に、その事業は JICA の協力準備調査が実施されずに融資審査を行った案件であり、案件形成調査が実質的に JICA 調査の代替となっている点に留意すべきである。
- ② 同時期に JICA の調査が実施されており、時期を調整し、例えば JICA 調査の結果を踏まえて現地調査を実施した方が効率的であつたと思われる。

2) 参照するガイドラインについて

前年度は、JBIC と JICA のどちらの環境社会配慮ガイドラインのチェックリストを参照すべきかで議論があつたが、本年度はジェトロ環境社会配慮ガイドラインに関する記述が各調査報告書の中にないことが指摘されている。実質的にはジェトロ環境社会配慮ガイドラインが参照されているのであれば、そのことを報告書に反映するなど、何らかの対応が必要である。

- ① JICA、JBIC、ジェトロのいずれの環境社会配慮ガイドラインにも触れていない

め、環境社会的側面の検討内容が技術面に特化している。

② ジェトロガイドラインについての記述が一切ない。

3) 調査の枠組みと内容について

調査方法、報告書の内容、報告書の記述方法等について、以下のような課題が指摘された。

- ① ホームページからの情報について、内容を確認せずに掲載するのは問題である
- ② 調査に基づく環境社会配慮に関する提言が記載されていない。
- ③ 調査方法が調査目的と比べて簡易すぎる。
- ④ 限られた調査項目についてしか調査方法が述べられていない。
- ⑤ 環境社会配慮ガイドラインに沿った影響確認は、事業による改善効果と分けて、より客観的な視点で行うことが望ましい。
- ⑥ 要約と本文で異なる記述がある場合、その理由を示す必要がある。
- ⑦ 影響が軽微だとするならば、その根拠を示すべきである。
- ⑧ 現地の環境社会配慮法規や手続き、関係省庁の役割に関する調査が複数のプロジェクトで重複しており、こうした共通事項は国別に取りまとめて事前に調査団に配布して共有することが望ましい。
- ⑨ JICA ガイドラインに基づいたチェックリストに「整合する予定」「対策を取る予定」と書くのは不適切である。影響の有無と調査の必要性を明記すべきである。

2. 社会環境と人権への配慮

先住民族、社会的弱者、住民移転、生計手段の喪失等について、当該国の社会的・制度的条件や事業実施地域の実情に鑑み、以下のような指摘がなされた。

- 1) 一部のルートでは先住民のデータが収集されていなかった。
- 2) カテゴリーC相当の案件でも、国によってはたとえ小規模でも土地収用が大きな問題となるので十分留意が必要である。
- 3) 用地取得・住民移転等による影響が、衛星写真による暫定的な確認に留まっているのは考察不足である。
- 4) 「社会的弱者」が少数民族に限られ、貧困層、女性、子ども、障がい者などを含んでいることに十分配慮がされていない。
- 5) 大規模な非自発的住民移転が予想されるのに、現地踏査がほとんど実施されていない。
- 6) ウェイストピッカーを含む地元の雇用確保と就労指導には確実な取り組みが求められる。地元住民の中には政府を信用していない者もいることがステークホルダー協議でわかっており、相互信頼に基づく取り組みが重要である。
- 7) JICA/ JBIC の環境社会配慮ガイドラインに掲げられたチェック項目のうち必要なものを1つ1つ確認していくのが望ましい。10年前の調査結果を引用している項目があったが、改めて調査してもよかった。
- 8) 工事中のトラブル関係や住民等からの苦情関連の予算措置がなされていない。予備費で対応するのは困難なことが多く、別途予算計上しておくのが望ましい。

3. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲について

環境社会配慮項目、環境社会影響の範囲、更に調査結果の評価やその記述の適切さに関して、以下のような課題が指摘された。

- 1) 温室効果ガス削減についてはモーダルシフトによるプラスの側面のみ考慮しており、輸送量全体の増加による影響をふまえていない。
- 2) 十分な根拠なく環境チェックリストで影響を「小」としている。
- 3) 環境チェックリストが事業の一部についてしか作られていない。
- 4) 地震や津波の影響や対策を考慮すべきである。
- 5) 自然環境への影響が8年前の既存調査報告書に基づいており、現地踏査・検証が十分とは言えない。
- 6) 自然災害を阻止する調査が記載されていない。
- 7) 社会環境と生態系に関しては、影響の可能性を推察するに留まっている。
- 8) 「非自発的住民移転」として「生計手段の喪失」が配慮対象から漏れていると考えられる。
- 9) 調査範囲が事業の中心となる空港に留まっており、周辺地域の環境保全等や空港へのアプローチについて言及がない。
- 10) JBIC 環境社会配慮ガイドラインのチェックリストの項目全てを取り上げる必要はないとしても当該事業に伴う影響の可能性の観点から「生態系及び生物相」や「労働環境」についても確認することが望ましい。
- 11) 当該石炭火力発電所事業が大気汚染によってこれまでに引き起こしてきた健康被害を鑑みると、累積的影響や地域全体への影響を含めるべきである。
- 12) バラスト水の排水による生態系の攪乱等、船舶起因の環境影響を検討する必要がある。
- 13) 環境社会配慮の必要性に触れているだけで、適切かどうかの確認は十分検討されているとは言えない。
- 14) 用地取得や住民移転に関しては予期せぬ権利者の出現や補償・移転手続きの遅延等の可能性も留意しておくことが望ましい。
- 15) 有名な川イルカに関する記述はあるが、自給用に捕獲している魚種（特に回遊魚）への影響が考慮されていない。
- 16) 途上国の農村部では多様な生計手段を持っているので、職業を調査する際に副業の実態を把握すべきである。
- 17) 当該国・地域で大きな問題として指摘されている 이슈が調査項目の洗い出しに含まれていない。
- 18) プロジェクト地周辺に住む人々への影響が含まれていない。

4. 他の選択肢との比較検討

他の選択肢との比較検討が不十分との指摘が少なからぬ事業に対してあった。重複するものもあるが、以下に指摘を列挙する。

- 1) 代替案分析における将来予測の根拠が不明である。

- 2) 候補サイトや工事工法による比較も行われることが望ましい。
- 3) 現地当局による計画を検討対象にしているだけなので、代替案との比較検討は実施したとは言えない。
- 4) 廃棄物施設の代替案が技術的組み合わせとの比較に終始しているのは課題である。
- 5) ルート選定に伴う自然保護区のロケーションや住民に関する現状データや情報があまり記述されていない。
- 6) 他の選択肢との比較に統一性がなく、比較軸が恣意的と考えられる。

5. ステークホルダーからの情報収集

本年度はステークホルダーからの情報収集や協議の実施について多くの委員から指摘が出されている。2013 年度中に実施されるジェットロ環境社会配慮ガイドラインの改定においては、ステークホルダーからの情報収集に関連して過去 3 年間諮問委員会が出された指摘を十分踏まえた抜本的な改善が必要である。具体的なコメントは以下の通りである。

- 1) ステークホルダーの意向はほとんど記載されず、周辺地域住民や少数民族の対応について提案がなされていない。
- 2) 立地が明確な場合でも、ステークホルダーへの聞き取りの範囲が狭過ぎ、ガイドラインに沿っているとは言えない案件がある。
- 3) F/S 終了段階での調査なのにステークホルダー協議がない。
- 4) ステークホルダーに関する記述がない。
- 5) 対象地域の先住民族の意向について聴取する提案をすべきである。
- 6) 事業と利害関係がある不特定多数の人たち（特に近隣住民）の意向に関して記載がない。
- 7) ステークホルダーを狭く解釈している。
- 8) ステークホルダー協議や住民からの意見聴取は実施されていない。ガイドラインチェック項目にあるように反対運動が起きる可能性もあるので住民との合意形成等を適切に進める必要がある。
- 9) 政府機関や企業等とは会談しているが、影響を受けるかもしれない漁民等ステークホルダーからの情報収集については記述がない。
- 10) 中央・地方の政府機関等とは協議している一方、たとえ住民への影響が少なくとも住民の意見は聞いた方がよい。
- 11) 政府機関等とはよく協議されているが、用地取得等を円滑にするためにも住民等に説明し了解を得ることが重要である。
- 12) 非自発的住民移転や周辺住民の生活への多大な影響の可能性があるにもかかわらず、ステークホルダーに係る具体的な記述がない。
- 13) プロジェクト実施を阻むリスクに「周辺住民を含む環境・社会対応」を挙げているにもかかわらず周辺住民からの情報収集や協議が行われていない。

6. その他

環境社会配慮と直接関わらない部分もあるが、事業実施に向けて極めて重要な指摘

であり、調査報告書をレビューした結果として、以下のような意見があったことを記しておく。

- 1) 財務・経済的実行可能性の検討の中で環境保護に必要な費用について記されていない。
- 2) 相手国実施機関の組織体制の内容が簡易すぎる。
- 3) 利用しているデータがやや古く判断が難しい。
- 4) プロジェクトファイナンスを期待するのであれば、財務・経済性分析において、収入面の考察が皆無なのは問題である。
- 5) 資金調達計画に関して、根拠のない融資条件の憶測や誤記等があり、検討は極めて不十分かつ不適切。
- 6) 現地政府がなすべき深刻な課題について、今後の取り組みに繋がるような説明が調査報告書に盛り込まれればなお良い。
- 7) 電力セクターの需給バランスの問題を指摘している一方で、需給の詳細な現状分析や深刻な電力不足の実態が記述されていない。
- 8) 報告書の記述に沿えば相当な電力料金の値上げを伴う事業であり、現地の社会情勢で実行可能かどうかの検証が必要である。

本年度の意見書で特徴的なことは、第一に案件形成調査事業においてジェットロ環境社会配慮ガイドラインが明示的には参照されていないことへの危惧が委員から示されたこと、第二にステークホルダーからの情報収集や住民との協議に関わる指摘が多かったことである。案件形成調査事業の契約形態が変更されたことに起因する部分があるとはいえ、いずれもジェットロ環境社会配慮ガイドラインの実効性を危うくしかねない課題である。したがって、ジェットロに対して、ここに挙げた意見を踏まえて調査項目・調査実施体制・報告書の内容等の確認において、環境社会配慮ガイドライン適用の一層の徹底を求めるとともに、併せて経済産業省及び案件を採択する委員会に伝え、案件形成調査の募集要項や案件採択、実際の調査に適切に反映されるよう働きかけることを望む。

また、すでにジェットロ環境社会配慮ガイドラインの改定作業が始まっており、本年度の意見書で指摘した課題は、過去の意見書と合わせて改定に反映されるべきである。現行のジェットロ環境社会配慮ガイドライン制定時にジェットロ側から示された「事業の初期段階での案件発掘」という案件形成調査事業の前提は、全ての事業に当てはまるわけではないことは明らかであり、特にステークホルダーからの情報収集や協議の点で、現行のガイドラインの規定や適用は十分とは言えない。

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定プロセスにおいては、こうした点を十分考慮し、より効果的で実効性のあるガイドラインとすることを求めるものである。

以 上

(参考)

2011 年度（平成 23 年度）案件形成調査事業一覧

円借款案件形成等調査

案 件 名
1. インド・ムンバイ地下鉄 3 号線建設計画調査
2. インドネシア・ジャワ島地域専門医療サービス整備調査
3. インドネシア・スンダ海峡大橋・地域開発計画調査
4. フィリピン・ダルトンパスバイパス道路事業調査
5. ベトナム・ニンビン～バイヴォット高速道路建設事業調査
6. ベトナム・船舶航行監視・安全管理能力強化網整備事業調査
7. マケドニア・ピトラ市環境改善事業計画調査
8. フィリピン・マニラに於けるデジタルインフラ整備事業調査
9. ベトナム・洋上大型国家石油備蓄（戦略的）設備整備事業調査

民活インフラ案件形成等調査

案 件 名
1. インド・バンガロール～チェンナイ高速道路建設事業調査
2. インドネシア・ジャカルタスカルノハッタ国際空港拡張事業調査
3. インドネシア・ジャカルタ次世代道路交通情報システム事業調査
4. インドネシア・ジャカルタ特別州廃棄物 BOT 事業実施可能性調査
5. インドネシア・東ジャワ州マラン市及び周辺地域での統合型廃棄物発電事業調査
6. タイ・マエモ石炭ガス化・電力事業調査
7. フィリピン・セブコンテナ新港及び既存港再開発事業調査
8. マレーシア・太陽光発電事業調査
9. 南アフリカ共和国・ヨハネスブルク～ダーバン間高速鉄道調査
10. インドネシア・電力輸出によるアセアン電力最適化事業調査
11. インドネシア・チカラン複合都市新交通システム導入計画調査
12. エルサルバドル・太陽熱・地熱熱水統合発電に係る案件形成調査
13. カンボジア・メコン川上流西岸地域農業・物流インフラ整備事業調査
14. モザンビーク・肥料生産事業調査